

る。

「龍谷本龍龜手鑑の雕造年代に就いて」(大屋徳城)は朝鮮總督府圖書館藏寂滅示衆論に見える刊記によつて、さきに著者が龍谷本龍龜手鑑雕年代として推定して提示した成化八年印成説の確證を得たことを報じ、「我國傳存の清三朝寶錄に就いて」(今西春秋)は我國に於ける清三朝寶錄の傳存本たる恭仁山莊文庫、内閣文庫、帝國圖書館及第一高等學校圖書館所藏本の調査報告で、各處傳本は何れもその原を一にする同一種の傳寫本であらうとしてゐる。

「董越朝鮮賦考」(植野武雄)は明人董越の撰した「朝鮮賦」の説明とその異種本に關する調査を兼ね、「朝鮮の集字碑に就いて」(葛城末治)は、朝鮮に於ける集字碑(晋の王羲之、唐の太宗、新羅の金生の三者がある)に關する解説であり、ともに鮮支の文化交流に關係ある論考であるが、「金阮堂と吳蘭雪の翰墨緣——清鮮文化交流の一淵——」(藤塚郷)も、純祖九年(靈應十四年)より翌年にかけて父西堂の冬至副使として北京に滞在中當時の名賢と交り海東の天才として殊遇をうけて歸東した金阮堂と、嘉道間の詩人吳蘭雪との碑墨の交渉を述べたものである。

その他、明廣輿圖攷(福克司)、「李朝時代京城市制」(李能利)、「成研經齋與其學術述略」(李丙壽)、「蕃別の家の系譜について」(津田左右吉)の諸篇がある。なほ巻首に稻葉博士肖像、金致熙、松田甲兩氏の賀章、市村瓚次郎博士の序文が載せられ、本論叢に慶頌の氣を添へてゐるが、たゞ稻葉博士の著述目録がないといふことはかへすゞも遺憾である。(菊判七六九頁、昭和十三年六月發

行、非賣品)(外山軍治)

滿蒙史論叢 第一

日滿文化協會刊

本論叢の内容は次の四篇より成つて居る。

唐代に於ける契丹族の研究

——特に開國傳説の成立と八部組織に就いて——

田村實造

遼代に於ける漢人と刑法に關する一考察

生女眞勃興過程の一考察

若城久治郎

劉豫の齊國を中心として觀たる金宋交渉

小川裕人

唐代に於ける契丹族の研究契丹個有の開國説話と認めらるゝ、灰牛白馬傳説を整理分析すれば次の三共通要素、即ち(Ⅰ)潢水・土河合流點に契丹族の本據が存したこと、(Ⅱ)契丹八部の祖として一對の夫婦より出生した八子が表示されること、(Ⅲ)灰牛白馬・木葉山の信仰の起源が示されて居ること、が抽出され得る。かくして得られた此等三項目に夫々關係付けられて居る現實的事象こそは以て本傳説と支那文獻の傳ふる歴史事實とを接合せしむる媒介であり、同時に本傳説成立年代を限定す可き基礎的條件である。史實に基據を求めつゝ、此の媒介を通して開國説話に歴史的解釋を賦與し、かくして得られる兩面の資料を綜合する事によつて所期の目的は達せられるであらう。本篇は以上の如き構造と方法とを以つて本傳説の成立年代を考定せんとするものである。

支那史籍に依つて、シラムレン以南・老哈河の東方・朔陽の北方數百里の地に比定せらるゝ北魏初契丹族の遊牧地が、兩河交流點に移動した事實として開元・天寶の張守珪・安祿山による契丹經略を指摘し以後阿保機出現時代に至る迄彼等の本據の變動なかりしを附言する著者は、かくして先づ第一の條件を解決した。以下八部同源説の生ずべき社會的背景、並びに灰牛白馬信仰の木葉山と結び付く經過に對して夫々、

「貞觀二十二年唐に内附した契丹酋長窟哥の一族は、以來唐の對契丹驕蹇政策の中心となり、代々松漠都督を領し契丹諸部に君臨した。大賀氏八部とは此等窟哥一族を盟主とする八部聯合體である。然るに大賀氏の系統は開元十八年生發した可突于の謀反により斷絶し、以後唐の驕蹇力の没落と共に契丹酋長の世系は不明となつて來る。遼史の傳へる大賀氏・遙輦氏の交代は此の状態に對應するものであらう。開國傳説に認めらるゝ八部同源説の成立はかゝる新興勢力遙輦氏の下に再組織された新八部聯合體の結合を強化す可き作爲と解せられる。」

「遼代契丹族にとり天地を祭る犠牲であり、其の祭場として信仰崇拜された灰牛白馬木葉山の信仰は古來彼等の間に懷かれて居た天地陰陽―灰牛白馬の宗教的觀念が木葉山と結合したものであつて、此の結合は彼等の木葉山―潢水・土河合流點附近移住後に繫けられねばならない。」

と考察しかくして得られた結果に基いて次の結論に達する。即ち上掲三共通要素を同時に充足し得る時代とは「唐代玄宗の頃」で

あると。かくして本傳説成立の時期はこゝに考定されたのである。惟ふに著者も序言に斷つ「居られる如く、此種問題の解決は蓋然的判斷に達するを以て満足せねばならないのであるが、而も其は決して手續上に於て然るのみではなく本質的に傳説其物に附隨する特性なのである。契丹族の住地に對し又木葉山信仰の成立に對し與へらるゝ年時が理論上嚴密に云つて「二河交流點に遷徙せる時代乃至其以後」(玄宗時代乃至其以後)と限定する可きものとすれば――更に之を限定するものは八部同源説の成立年時であるが――最後の結論は今少しく伸縮性を有しても差支へぬのではなからうか。其にしても精密な史料批判と整然たる論理を配合してかゝる題目にかゝる構圖を賦與した本篇の如きは蓋し從來の滿洲史研究の諸成果を完全に近く消化した上に初めて達せられ得べきものであつて斯界に裨益する所少しとせないであらう。

遼代に於る漢人と刑法に關する一考察 治下に遊牧民と農耕民とを包括する北族出身の王朝に在ては多かれ少なかれ國法・漢法を以てする二重體系が採用せられるが、而も其所には自ら各王朝獨自の特色と發展が認められねばならない。著者が本論文に企圖する所も又かゝる立場に於て遼朝の契丹法・漢法の對立推移を究めんとするにある。以下其の内容を要約すれば、

「太祖神冊六年契丹・漢人其他に對し制定された本俗法に基く法律の精神は後代に至る迄繼承せられ、竊盜罪に關しても律に基く贖額數中心の治罪法と契丹個有の前科數中心の黥刺法とが並存し夫々漢人・契丹人に個別的に適用されて居る。尤もかゝる對立の

間に在つても交互の影響、例へば沙袋・骨録法が漢法に、徒刑が契丹法に採用される如き其の内容に變化の在つた事は認めなければならぬ。」と先づ漢法・契丹法對等の一面を明かにし、續いて本俗法の中心をなす異類間の規定を、

「太祖治下に示された兩本俗折衷の法は其後一變して極端に不平等化し漢人へのみ負擔の重を強要する様になつたが聖宗初年漢法を一律に適用するに及んで此の制度は定制化した。」と斷ずる。此の法律上の變遷は獄訟の實際に就て如實に其の反映を確める事が出来る。乃ち、

「同類間の問題は、契丹人は部族長夷離董に、漢人は州縣官吏に其の裁斷を仰ぎ、異類間の問題は聖宗初年漢人の專任に委ねられる様になつた。其後重熙十三年契丹警巡使の設置により此問題に契丹人の參畫が計畫されたが終に定制となるに至らず、道宗以後には却つて本類・異類間を論ぜず州縣官吏の全面的な參預が認められるのである。」

以上は單に本篇の要旨に過ぎないが而も著者の所論は密に形式的に法制の變遷を跡付けるのみに甘んじてゐるのではない。漢法の進出といふ現象を一端として背後に續く時代傾向の把握が最終の目的として常に存してゐる。かくして全體を通じて一貫せる著者の文化史的態度はよく本篇に於て聖宗朝を轉期とする遼朝政治・文化の轉換の動向を論證し得たと云ひ得るのである。

生女眞勃興過程に關する一考察 女眞族の民族的發展過程に劃期的階段が存するとすれば其は夫餘族の故地に進出した勿吉時代

と靺鞨諸部の統一を見た渤海時代とである。前者に認めらるゝものは肅慎・挹婁の狩獵生活・石璊文化より金屬器文化・農耕生活への進化であり、穴居の民靺鞨より鳥窓・鐵利・熟女眞の屋宇生活更には漢文化の侵潤に迄の向上を齎らしたものは後者である。渤海の建國、鳥窓・鐵利の部族的漸業は此等の系列に於る最終的發展の姿に他ならない。

只こゝに唐代の黒水靺鞨のみは地理的歴史的環境に依り此等女眞族の一般進化の大勢より離れ獨り其の圏外に取殘された。黒水部の此の孤立は、後世粟末部其他の國家的・部族的活躍期に際し、尙其に達すべき多くの時日と通過す可き多くの段階とを持たねばならなかつたのである。かく解する時、黒水部より生女眞に連續する進化は上記先進粟末部其他の其と對比して、女眞族發展の第二系列とも稱し得られるだらう。此の黒水部—生女眞—金に連る發展過程を、之に併行し先行したる第一系列の經過に參照しつゝ考究せんとするのが本著者の執らんとする態度である。

本篇は補註を一旦して容易に認めらるゝ如く、小川氏の滿洲史に關する從來よりの諸研究の上に組立てられた一篇であつて、此點本篇のみを切離して個別的に批評する事は避けねばならない。併し乍ら此場合に於ても氏と同じ觀點に立つて其の所論をきく事は必しも不當ではないと思はれる。私は少時最後の立場を執つて本論文を紹介して見たい。此事は特に豫め斷つて置かねばならぬ。

「本流松花江下流地方に在て十六部落の聯合團體をなして居た黒

水部は唐末、彼等の南下の勢——此形勢は古く挾婁・勿吉時代より認められるものである——を阻んで居た渤海の衰微に乘り漸次間島・咸鏡道地方に移動した。其消息は宋初の文獻に三十部女眞として現はれて来る。當時に於る彼等の社會は一部落一姓の比較的民族的要素の濃厚な組織を保持して居たと思はれる。然るに彼等の新に遷徙した地方は古來女眞系民族と濊貊系民族の混住地であり加ふるに已に渤海治下に於て或程度の文化普及を見たる土地であつた。されば此地に遷つた黒水部族は一躍穴居より屋室に、石器より鐵器に、狩獵生活より農耕生活に、其他牛具の使用、騎馬戰の習得と急激な文化的飛躍を経験した。此の間に在て特に注意すべきは彼等の氏族社會が崩解し始めて地緣的な政治團體なる小部族が結成された事である。其が契機としては鐵器、騎馬戰の利用により生ずる權力關係の發達。農耕生活の進歩に伴ふ貧富の懸隔の増大。征服其他による異種族の氏族内包含。等が考へられる。かくして三十部女眞は舊氏族の分裂遷徙によつて再び北方に移住し分布し遼東生女眞として現はれるのである。完顔氏の始祖傳説より推測し得る當時の生女眞社會が既に氏族社會を脱して居た事はかく考へる事によつて當然である。要するに間島・咸鏡道地方への遷徙は彼等に來る可き民族的活動を豫約する一重要時代であつたのである。」

社會的・文化的見地より生女眞の勃興過程にかく一貫した綱まりを施した事は單に其事のみに於て十分な敬意を受くるに足りるであらう。只論中一二の點に於て、——例へば農耕性の進化した、

換言すれば土地との關係が極めて親密化した場合、殊に富者に於て然りであるが、新しく結成せられた地緣的小部族の遷徙は極て困難である可く、此點移動性の強烈な遊牧民と根本的に條件を異にするであらうし、或は完顔氏の始祖傳説より推測せられる生女眞の社會組織も其の妥當性は傳説成立期に於てのみ局限せられねばならない如き——未だ十分な理解の得られぬ點もあるが此等は著者の體系中に於て解決せられて居るものと推察する。兎に角かゝる問題を對象として組織的な體系に構成した本篇の如きは正しく滿洲史に於て出色した雄篇に數へらる可きを確信する。

劉豫の齊國を中心として觀たる金宋交涉遼朝夾攻の共同作戰に睨いた宋は引續き靖康の變に會して脆くも潰えたのであるが、他面金國にとつても急速に展開され來つた軍事工作の結果を如何に確保するかは國初の緊急問題たるを免れなかつた。河南の地に迄直接其の主權を維持する事は當時四圍の事情が之を許さない。されば汴京占領と同時に、此の形勢を察した金國主腦部は此地を以て緩衝地帯となさんとするの策に終始一貫して居る。張邦昌の楚國・劉豫の齊國孰れもかゝる狀勢中にかゝる目的を持つて金人の建設した其の前衛國である。楚國が金人の期待に副はなかつたに反し劉豫の齊國は其の役割を完全に果した。かくして齊國存続の八年間に於て金は河東・河北を固め國家組織を整へる餘裕を持ち得たのである。而も劉豫は一介の文官であり其國は實力なき一個の傀儡國に留まつた。兩河地方の安定・中央集權の進捗をみるに至つた熙宗朝初年、客觀的情勢の變化が齊國の存在を必要とせ

なくなつた結果、之が廢止の策が決定した時に當つても、其の實行は極めて容易であり、河南の編入には何等の故障を見なかつた。金の漢人利用の政策はこゝに至つて完全に奏功したと言ひ得るだらう。

本篇は以上八年に亘る齊國の置廢を中心として、金國の中原經營の經過を説き之を繞る金宋兩國の交渉を軍事的・政治的に明かにした純然たる政治史外交史である。著者が此の從來究明に缺くる所あつた齊國を探りあげ個々の歴史事實を詳細に考證した旁に對しては十二分の敬意を拂はなければならぬ。只全體を通じて平面的な感なき能はざる憾はあるも之とても此種政治史の持つ性質として責む可きに當らぬだらう。とまれ現今新しい意味に於て政治史が強調せられる際、本篇は讀者に對へる所あるを思ふものである。

以上本論叢に收むる各論四篇、各、研究對象を限られた滿洲史に求めつゝも而も独自の觀點に立つて其のバリエテを失ふ事なく、夫々の専門分野よりする鋭き論說に其の深き考察を認めしめらる。望むらくは今後蒙古史關係の研究を合せて「滿蒙史」の實を充されたい。(四六倍版三二二頁、挿圖二、附録——參考滿支要圖、昭和十三年八月發行)〔愛宕松男〕

列強現勢史・ドイツ

大類 仲著

祖國を愛する眞情發露の仕方は素より千差萬別であらう。然し

歴史家に課せられたる何よりの表現法は、古よりの祖國の歴史を正しく認識把握解釋し、其を正しき姿の儘に傳へる事である。斯る態度は、祖國以外の國の歴史を探究せんとする者にとつても亦要請せられねばならない處のものであつて、殊に其國が祖國と密接親善なる關係にある場合には斯る立場こそ尙儼として守られねばならないであらう。祖國の歴史を科學的に認識せんとせざる者は祖國を愛せざる如く、諸外國の歴史を眞の姿に理解せんとせざる者は其國に對し侮辱をなすに等しいからである。盟邦ドイツの歴史を究明せんとする者にも、此國が盟邦なるが故に愈々斯る立場に立脚する事が要求せられるであらう。盟邦なるが故に、其歴史が展開し又現に内包しつゝある幾多の相剋矛盾の姿も亦正しく理解し述べられねばならないのである。

顧みれば、嘗て吾々が何人と雖も一應ドイツ史に關心を抱いたのは、歴史の世紀と謂はる、十九世紀にドイツ史學が文字通りの最高峯に達し其が吾々に啓示する處のもの多大であつた爲でもあつたが、又吾國の歴史的發展がドイツの其に相類似する處のもの多々あると信ぜられたからでもある。兩者相通して特殊なる發展の跡を辿る事多かつたが故に、凡そ歴史に於ける普遍と特殊の問題解決を迫られてゐる者にとつては、ドイツ史に對する解明はイギリス・フランス史等の其と共に不可缺とされたからである。特に此場合十八世紀末以降幾十年のドイツ史との比較研究に主として注がれた事は、今尙左程古き前の事とは思はれないが、然し現在、ドイツ史に對する關心は寧ろ斯る時代を既に揚棄して現在